

大津市市民活動団体等多主体交流会・市民活動フェスタ企画運営業務実施要領

1. 目的

本要領は、「大津市市民活動団体等多主体交流会・市民活動フェスタ企画運営業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大津市市民活動団体等多主体交流会・市民活動フェスタ企画運営業務
- (2) 業務内容 「大津市市民活動団体等多主体交流会・市民活動フェスタ企画運営業務委託仕様書」(別紙1)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月16日まで

3. 予算額

委託料の上限は1,500,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

- 令和8年7月17日(金) 公募開始
- 令和8年7月28日(火) 質問受付締切
- 令和8年7月31日(金) 質問に対する回答(ホームページ) 予定
- 令和8年8月4日(火) 参加申込に係る書類提出締切
- 令和8年8月7日(金) 参加資格結果通知
- 令和8年8月12日(水) 企画提案書等の提出締切
- 令和8年8月25日(火) プロポーザル審査
- 令和8年8月28日(金) プロポーザル審査結果通知 予定

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、この公告の日から契約の締結までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている

者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (I) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙2）により、電子メールにて提出すること。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、添付1ファイルにまとめて送信後、必ず電話で送信した旨を担当課に伝えること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年7月28日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

大津市 市民部 自治協働課 市民活動推進室（担当：伊吹、土井）

電子メールアドレス otsu1172@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

大津市ホームページにおいて掲載する。（令和8年7月31日（金）予定）

※ ジャンル（「事業者向け」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル」⇒

「質問に対する回答」）にて掲載予定

(5) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加者名が特定できる記載を入れないこと。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規程を理解した上で、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類 各1部

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 法人等概要（様式は問わない。）
- (ウ) 誓約書（様式2）
- (エ) 類似するイベント業務等の受託実績一覧表（様式3）
- (オ) 大津市入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
 - b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿（様式4）、個人にあっては、身分証明書の写し

イ 企画提案に係る提出書類 各8部（正本1部、副本7部）

- (ア) 企画提案書（様式は問わない。）
 - a 企画提案書の提出方法
大津市市民活動団体等多主体交流会・市民活動フェスタ企画運営業務プロポーザル企画提案書作成要項（別紙3）を参照し、作成すること。なお、副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名などの事業者が特定できる事項を記載しないこと。
- (イ) 価格見積書（様式は問わない。）
 - ※ 見積額及び当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分した積算内訳を記載すること。
 - ※ 見積額は消費税及び地方消費税を含む額とし、宛先は大津市長とすること。

(2) 提出方法及び期間

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等については提出者のリスク負担とする。

ア 持参による提出の場合

(ア) 参加申込に係る提出書類

令和8年7月17日（金）から同年8月4日（火）まで（日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後7時まで

(イ) 企画提案に係る提出書類

令和8年7月17日（金）から同年8月12日（水）まで（日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後7時まで

イ 郵送による提出の場合

(7) 参加申込に係る提出書類

令和8年8月4日（火）午後7時までに必着のこと。

(1) 企画提案に係る提出書類

令和8年8月12日（水）午後7時までに必着のこと。

(3) 提出先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階 大津市市民活動センター

大津市 市民部 自治協働課 市民活動推進室（担当：伊吹、土井）

9. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市市民活動団体等多主体交流会・市民活動フェスタ企画運営業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法

- ・書面及びプレゼンテーション審査により行う。
- ・時間は提案20分、質疑応答15分以内とする。
- ・参加人数は3人以内で、提案説明は本業務に従事する者とする。

(2) 審査日

令和8年8月25日（火）

- ・時間等の詳細は、企画提案書等を提出した者に対して個別に通知する。
- ・応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(3) 審査員

審査会委員5名を予定

(4) 会場等

Web 会議形式により実施する。なお Web 会議で使用するアプリケーションは Webex を予定しており、提案者が PC で利用する場合はブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge 等）で利用できるが、タブレットやスマートフォンで利用する場合は、事前にアプリケーションをインストールすること。また、表示名は商号又は名称ではなく、「提案事業者」とすること。なお、Webex のインストールや利用にあたり、利用料等の負担はないが、通信料は提案者の負担とする。

(5) 審査基準

別表「プロポーザル審査・評価項目一覧」を基本に審査を実施する。

最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。合計点が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い提案者を上位とする。第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした提案者を第1順位とする。

10. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

※大津市ホームページにて掲載予定。

(2) 通知時期

令和8年8月28日（金）に結果通知書を送付予定。

11. 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

12. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、市が業務上必要であると認めた場合は、この限りではない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めると

きは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式５）により、「１５．問い合わせ先」に記載のある担当窓口宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 価格見積書の金額が第３項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

１５．問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目１番１号 明日都浜大津１階 大津市市民活動センター
大津市 市民部 自治協働課 市民活動推進室（担当：伊吹、土井）

電 話：077-527-8661

E-mail：otsu1172@city.otsu.lg.jp

別表「プロポーザル審査・評価項目一覧」

審査項目	評価項目	評価基準
1 組織評価	(1) 業務実績	過去の業務実績から、本業務を実施するにあたって十分な知識や経験を有しているか。
	(2) 実施体制	業務遂行に必要な知識や能力、実績を有した人材が必要数確保されているか。また、実施スケジュールは妥当か。
2 基本事項評価	(1) 基本的考え方とコンセプト	業務目的、内容を的確に理解して、本市の現状を踏まえた取組方針となっているか。
	(2) 企画提案書の表現と構成	提案書はわかりやすい表現で体系的に整理されているか。また、有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。
	(3) プレゼンテーション能力	発表や、質問に対する回答は、要点を押さえたわかりやすいものであるか。
3 提案内容評価	(1) 提案内容の有効性	(多主体交流会) 市民活動団体等に対して、活動のテーマを超えた新たなつながりの創出と情報交換できる場となる企画を提案できているか。
		(市民活動フェスタ) 市民活動団体等が意欲的に活動内容をPRできる企画を提案できているか。
		(市民活動フェスタ) 市民が参加したいと感じる仕掛けや工夫がされているか。
		(多主体交流会・市民活動フェスタ) 集客及び広報方法に関する独自の提案があり、本事業の目的達成に有益なものであるか。
		(多主体交流会・市民活動フェスタ) 本業務にあたり安全性を確保できているか。
4 価格評価	(1) 見積金額	－